

資料1

メディア芸術理解促進事業（デジタルアート展）業務委託に係る 企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県が実施するメディア芸術理解促進事業業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

山梨県では令和2年3月に「山梨県文化芸術推進基本計画」を策定した。この中で、文化芸術が活力を生み出す地域づくりを進めるため、メディア芸術の活用を推進し、若者を始めとした新たな文化の担い手の参加を促進するとともに、観光、産業分野の施策との有機的な連携による経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県内においては、映画やアニメといった映像系のコンテンツを除き、県民がメディア芸術に親しむ機会があまり多くはない。

そこで、多くの県民が利用する山梨県立図書館に、県内で活動するメディア芸術作家等のデジタルアート作品を展示することにより、県民がメディア芸術に触れる機会を創出し、メディア芸術に対する県民の理解と関心を深めることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、デジタルアート作品の展示等について、専門的知識や経験を有する事業者へ委託することとし、この事業者を選定するにあたり、企画提案を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

メディア芸術理解促進事業（デジタルアート展）

(2) 業務の仕様等

資料2「メディア芸術理解促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年12月25日（金）まで

(4) 委託料上限額

金1,551,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係るすべての経費を含む。

3 応募資格

応募できるのは、次にあげる条件を全て満たす業者とする。

- (1) 県内に本社（店）又は事業所を有している法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 常に連絡が取れ、必要な都度、県と打ち合わせができるスタッフを配置できること。
- (4) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本企画提案に参加できること。
- (6) その他、本県の指示に対応すること。

4 企画提案応募等に関する事項

(1) 日程

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ① 募集要項等の交付開始 | 令和2年6月22日（月） |
| ② 企画提案応募資格確認申請書の提出期間 | 令和2年6月22日（月）から
令和2年6月30日（火）まで |
| ③ 企画提案に係る質問の受付期間 | 令和2年6月22日（月）から
令和2年7月3日（金）まで |
| ④ 企画提案書等の提出期間 | 令和2年7月1日（水）から
令和2年7月17日（金）まで |
| ⑤ 採用業者の決定 | 令和2年7月下旬を予定 |

(2) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。

- ② 申請書の提出期限及び場所

[提出期間] 令和2年6月22日（月）～6月30日（火）

持参の場合は、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-8501山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁防災新館3階
山梨県観光文化部文化振興・文化財課文化企画・施設担当
電話055-223-1790

- ③ 申請書の提出は、持参または郵送（必着）によるものとする。
- ④ 申請書には次の書類を添付して提出すること。
ア 誓約書（様式2）

イ 役員名簿（様式3）

※ただし、ア及びイについては、既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人または個人は、競争入札参加資格通知（写）の添付をもって代えることができる。

- ⑤ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募資格は受けられず、応募することはできない。
- ⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問はメディア芸術理解促進事業業務企画提案質問書（様式4）により受け付ける。

- ① 受付期間：令和2年6月22日（月）から令和2年7月3日（金）
最終日は午後5時まで。
- ② 提出方法：電子メール。なお、メール送信後は様式4記載の連絡先に電話にて受信確認をすること。
- ③ 回答方法：質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、県ホームページに掲載する。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和2年7月7日（火）午後5時とする。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからエまでの書類（以下「企画提案書等」という。）7部（正本1部、副本6部 ※副本はコピーでも可）を持参または郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2委託業務の概要（4）委託上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書

A4判左綴じで、文字の大きさは10ポイント～12ポイントとし、横書き、概ね30ページ以内で作成すること（その他提出書類は除く）。ただし図表については必要に応じてA3判とすることができる（A3は2ページ扱いとする）。

また評価項目である1)～5)については立項し、企画提案書に記載すること。

- 1) 提案内容1（コンセプト）
 - ・展示のコンセプト、テーマ
- 2) 提案内容2（展示内容の企画）
 - ・企画案
 - ・作品の演出方法
- 3) 提案内容3（会場設営・撤去）
 - ・会場レイアウト案

・感染症対策に配慮した作品配置の工夫

4) 提案内容 4 (運営)

- ・開催までのスケジュール案 (作品制作、設営、展示など)
- ・当日の人員配置

イ 法人の概要書

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表 (様式 5)

これまでの類似業務実績、当該業務に関わるスタッフ等の見込みについて記載すること。なお、スタッフ、類似業務実績の行の追加は可とする。

エ 経費見積書

A 4 判で、様式は任意とする。積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

② 企画提案書等の提出期間

[提出期間] 令和 2 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 2 年 7 月 1 7 日 (金) (必着)

持参の場合は、上記期間の県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁防災新館 3 階
山梨県観光文化部 文化振興・文化財課 文化企画・施設担当
電話 055-223-1790

[提出方法] 持参または郵送

- ③ 提出期間内に山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。
- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回をすることができないものとする。
- ⑤ 本業務の企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。

(6) 企画提案の無効

「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 募集要項の規定に反した提案
- ② 「2 委託業務の概要 (4) 委託上限額」を超える提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 応募資格確認結果で、企画提案書の提出を認められた以外の者が提出した提案
- ⑤ 辞退届を提出した者が提出した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 提出された企画提案書等で審査を行う。
- (2) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。

- (3) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。
- (4) 審査の結果については、各提案者に書面で「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、山梨県は、本業務を変更または実施しないことがある。実施しないことの決定が契約締結前である場合、県は審査の結果にかかわらず、契約先候補者との契約を締結しない。
本業務を変更することの決定が契約締結後である場合、県は契約の相手方と協議の上、必要に応じて委託金額を変更し、変更契約を締結する。

本業務を実施しないことの決定が契約締結後である場合、県は契約を解除することができる。解除までに契約の相手方が支出した費用については、県と契約の相手方が協議して定めた額を支払うものとする。